

施設名	応募者数	指定候補者として選定した団体（グループ）	選定理由（選定委員会の意見）	選定経過及び公募を行わなかった場合はその理由	問合せ先
<b>【名称】</b> 西宮市立今津体育館 西宮市立鳴尾体育館 西宮市立甲武体育館 <b>【所在地】</b> 西宮市今津真砂町1番4号ほか	5	西宮スポーツコミュニティ共同体 （グループ代表団体） アシックスジャパン株式会社 東京都江東区新砂3丁目1番18号 （グループ構成団体） 株式会社N T Tファシリティーズ 東京都港区芝浦3丁目4番1号	市民サービスの向上及び効果的・効率的運営を図るという指定管理者制度の目的を踏まえた審査基準に基づき、財務状況、提案金額の多寡、管理運営に関する基本方針、実施計画、運営体制、収支計画等について、書類による審査やプレゼンテーションを行い、総合的な観点から選考を行った。 管理運営に関する基本方針及び実施計画についての2項目が優れていたこと、他自治体での指定管理者としての実績、並びに「西宮市スポーツ推進計画」の理念に基づいており、地域における当該運動施設等の存在意義、あり方についての理解が深く、人員配置、施設面の安全対策、自主事業の充実・展開に繋がる企画提案があった。例えば、利用者懇談会、出張講座など、利用者増加に向けたサービスの充実、老若男女が参加できるようなプログラムを用意していることなどを評価した結果、指定候補者として妥当であると判断し、選定した。	募集要項の掲載 : 平成29年 7月 6日～ 9月 8日 質疑の受付 : 平成29年 7月11日～ 8月11日 申請書類提出期間 : 平成29年 8月28日～ 9月 8日 【選定委員会開催】 第1回委員会 : 平成29年 9月27日 第2回委員会 : 平成29年10月 4日 第3回委員会 : 平成29年10月18日 第4回委員会 : 平成29年10月26日	地域スポーツ課 (0798)35-3567
<b>【名称】</b> 西宮市立浜甲子園体育館 西宮市立浜甲子園多目的グラウンド 西宮市立浜甲子園テニスコート 西宮市立浜甲子園野球場 <b>【所在地】</b> 西宮市枝川町2番15号ほか	5	奥アンツーカ株式会社 大阪府東大阪市長田東3丁目2番7号	市民サービスの向上及び効果的・効率的運営を図るという指定管理者制度の目的を踏まえた審査基準に基づき、財務状況、提案金額の多寡、管理運営に関する基本方針、実施計画、運営体制、収支計画等について、書類による審査やプレゼンテーションを行い、総合的な観点から選考を行った。 応募者の経済的安定性、管理運営に関する基本方針、実施計画、管理運営の体制及び管理に係る収支予算書の5項目が優れていた。具体的な実績としては、グラウンド整備、職員の接客対応が優れており、責任者が体育館にほぼ常駐し、柔軟な対応がなされていることも評価できる。自主事業については、さらなる充実が図れるよう、現状を踏まえた具体的な提案がなされている。さらに、5年間の年次的な施設・設備の充実策に関する実施計画も評価する。 また、本市及び他自治体での指定管理者としての実績、並びに「西宮市スポーツ推進計画」の理念に基づいており、地域における当該運動施設等の存在意義、あり方についての理解が深く、人員配置について企画提案が優れていたことを評価した結果、指定候補者として妥当であると判断し、選定した。	募集要項の掲載 : 平成29年 7月 6日～ 9月 8日 質疑の受付 : 平成29年 7月11日～ 8月11日 申請書類提出期間 : 平成29年 8月28日～ 9月 8日 【選定委員会開催】 第1回委員会 : 平成29年 9月27日 第2回委員会 : 平成29年10月 4日 第3回委員会 : 平成29年10月18日 第4回委員会 : 平成29年10月26日	地域スポーツ課 (0798)35-3567

施設名	応募者数	指定候補者として選定した団体（グループ）	選定理由（選定委員会の意見）	選定経過及び公募を行わなかった場合はその理由	問合せ先
<b>【名称】</b> 西宮市立能登運動場 西宮市立鳴尾浜臨海テニスコート 西宮市立鳴尾浜臨海野球場 西宮市立津門野球場 西宮市立甲子園浜野球場 <b>【所在地】</b> 西宮市能登町14番26号ほか	4	奥アンツカ株式会社 大阪府東大阪市長田東3丁目2番7号	市民サービスの向上及び効果的・効率的運営を図るという指定管理者制度の目的を踏まえた審査基準に基づき、財務状況、提案金額の多寡、管理運営に関する基本方針、実施計画、運営体制、収支計画等について、書類による審査やプレゼンテーションを行い、総合的な観点から選考を行った。 応募者の経済的安定性、管理運営に関する基本方針、実施計画、管理運営の体制及び管理に係る収支予算書の5項目が優れていた。例えば、利用者のニーズへの柔軟な対応、花壇等の植栽、照明の設置など施設管理のプランニングができており、ホスピタリティの充実に努めていることが評価できる。さらに、5年間の年次的な施設・設備の充実策に関する実施計画など前向きな姿勢も評価できる。 また、本市及び他自治体での指定管理者としての実績、並びに「西宮市スポーツ推進計画」の理念に基づいており、地域における当該運動施設等の存在意義、あり方についての理解が深く、人員配置、施設面の安全対策、自主事業の充実・展開について企画提案が優れていたことを評価した結果、指定候補者として妥当であると判断し、選定した。	募集要項の掲載 : 平成29年 7月 6日～ 9月 8日 質疑の受付 : 平成29年 7月11日～ 8月11日 申請書類提出期間 : 平成29年 8月28日～ 9月 8日 〔選定委員会開催〕 第1回委員会 : 平成29年 9月27日 第2回委員会 : 平成29年10月 4日 第3回委員会 : 平成29年10月18日 第4回委員会 : 平成29年10月26日	地域スポーツ課 (0798)35-3567
<b>【名称】</b> 西宮市立塩瀬体育館 西宮市立流通東体育館 西宮市立山口市船坂多目的グラウンド 西宮市立流通東テニスコート 西宮市立塩瀬テニスコート 西宮市立流通東野球場 西宮市立高座山野球場 <b>【所在地】</b> 西宮市東山台5丁目10番地1ほか	4	公益財団法人 西宮スポーツセンター 西宮市河原町1番24号	市民サービスの向上及び効果的・効率的運営を図るという指定管理者制度の目的を踏まえた審査基準に基づき、財務状況、提案金額の多寡、管理運営に関する基本方針、実施計画、運営体制、収支計画等について、書類による審査やプレゼンテーションを行い、総合的な観点から選考を行った。 管理運営に関する基本方針及び提示された指定管理料の金額の多寡についての2項目が優れていたこと、本市での指定管理者としての実績、並びに「西宮市スポーツ推進計画」の理念に基づいており、地域における当該運動施設等の存在意義、あり方についての理解が深く、施設面の安全対策、自主事業の充実・展開について企画提案が優れていたことを評価した結果、指定候補者として妥当であると判断し、本区分においては評価が僅差であったが、選定した。 ただし、選定委員会としては、次のとおり意見を付す。 (1) 今後5年間の指定管理期間において、企画管理能力を向上させ、団体の経営基盤を強固なものにすること。 (2) 指定管理者による利用者アンケートでは、普通と評価されているため、よりサービスが向上するよう、職員の対応能力を伸ばすなど、企業努力が求められる。 (3) 現在実施している事業を検証し、施設の空き枠を活用した自主事業の展開など、経営的な視点から事業の企画、施設運営していただくことを期待する。 (4) 南部地域とのサービス格差がないよう、北部地域のスポーツ振興への取り組みに期待する。	募集要項の掲載 : 平成29年 7月 6日～ 9月 8日 質疑の受付 : 平成29年 7月11日～ 8月11日 申請書類提出期間 : 平成29年 8月28日～ 9月 8日 〔選定委員会開催〕 第1回委員会 : 平成29年 9月27日 第2回委員会 : 平成29年10月 4日 第3回委員会 : 平成29年10月18日 第4回委員会 : 平成29年10月26日	地域スポーツ課 (0798)35-3567

施設名	応募者数	指定候補者として選定した団体（グループ）	選定理由（選定委員会の意見）	選定経過及び公募を行わなかった場合はその理由	問合せ先
<b>【名称】</b> 西宮市立西宮浜多目的人工芝グラウンド <b>【所在地】</b> 西宮市西宮浜3丁目	4	西宮SSKクリーン工房共同事業体 （グループ代表団体） 株式会社 エスエスケイ 大阪市中央区上本町西1丁目2番19号 （グループ構成団体） 株式会社 クリーン工房 さいたま市中央区新都心11番地2	市民サービスの向上及び効果的・効率的運営を図るといふ指定管理者制度の目的を踏まえた審査基準に基づき、財務状況、提案金額の多寡、管理運営に関する基本方針、実施計画、運営体制、収支計画等について、書類による審査やプレゼンテーションを行い、総合的な観点から選考を行った。 管理運営に関する基本方針、実施計画、管理運営の体制についての3項目が優れていた。例えば、マイクロバスの継続的な運行が評価できる。また、駐車場の区画線引きや氷菓子の自動販売機の設置など、施設面への充実に向けて的確に実行した。さらに、スポーツ教室受講料の口座振替を可能とすることで安全面に配慮した前向きな提案があった。 本市及び他自治体での指定管理者としての実績、並びに「西宮市スポーツ推進計画」の理念に基づいており、地域における当該運動施設等の存在意義、あり方についての理解が深く、施設面の安全対策、自主事業の充実・展開について企画提案が優れていたことを評価した結果、指定候補者として妥当であると判断し、選定した。	募集要項の掲載 : 平成29年 7月 6日～ 9月 8日 質疑の受付 : 平成29年 7月11日～ 8月11日 申請書類提出期間 : 平成29年 8月28日～ 9月 8日 〔選定委員会開催〕 第1回委員会 : 平成29年 9月27日 第2回委員会 : 平成29年10月 4日 第3回委員会 : 平成29年10月18日 第4回委員会 : 平成29年10月26日	地域スポーツ課 (0798)35-3567
<b>【名称】</b> 西宮市立中央体育館 西宮市立中央体育館分館 西宮市立北夙川体育館 西宮市立陸上競技場 西宮市立中央多目的グラウンド 西宮市立中央テニスコート 西宮市立樋之池テニスコート 西宮市立樋之池プール <b>【所在地】</b> 西宮市河原町1番16号ほか	非公募	公益財団法人 西宮スポーツセンター 西宮市河原町1番24号	市民サービスの向上及び効果的・効率的運営を図るといふ指定管理者制度の目的を踏まえた審査基準に基づき、財務状況、管理運営に関する基本方針、実施計画、運営体制、収支計画等について、書類による審査やプレゼンテーションを行った。その結果、左記団体は当該事業のこれまでの実績があり、かつ指定期間中において安定した管理運営が期待でき、28年度運営評価シートでもおおむね妥当としていることから、指定候補者として妥当であると判断し、選定した。 ただし、選定委員会としては、次のとおり意見を付す。 (1) 今後5年間の指定管理期間において、企画管理能力を向上させ、団体の経営基盤を強固なものにすること。 (2) 指定管理者による利用者アンケートでは、普通と評価されているため、よりサービスが向上するよう、職員の対応能力を伸ばすなど、企業努力が求められる。 (3) 現在実施している事業を検証し、施設の空き枠を活用した自主事業の展開など、経営的な視点から事業の企画、施設運営していただくことを期待する。	〔選定委員会開催〕 第1回委員会 : 平成29年 9月27日 第2回委員会 : 平成29年10月 4日 第3回委員会 : 平成29年10月18日 第4回委員会 : 平成29年10月26日 <b>【非公募の理由】</b> 本市においては、公益財団法人西宮スポーツセンターが、昭和45年（1970年）の設立以来スポーツ施設管理・事業運営などスポーツ分野で47年間の実績を有しており、これら長年にわたる豊富な実績やノウハウを最大限発揮し、スポーツ行政の一翼を担う重要な役割を果たしていく必要があります。 中央体育館・中央体育館分館・屋外プールを併設する北夙川体育館については、地域スポーツ及び生涯スポーツを推進し、あらゆる世代に応じたスポーツ事業を均一かつ一体的に提供するため、公益財団法人西宮スポーツセンターが有する専門的な知見とスポーツ指導者を活用して、今後も市と緊密に連携を取りながら各種事業を展開していくことが必須であることから、引き続き非公募としました。	地域スポーツ課 (0798)35-3567